

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 背景

2019年（令和元年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。その後、同年2月には埼玉県（以下「県」という。）内でも最初の感染者が確認され、入間市（以下「市」という。）においても感染症危機への対応が求められる状況となった。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナを同法の適用対象とし、同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の設置、基本的対処方針の策定が行われるなど、国を挙げた取組体制が整えられた。

一方、発生当初は、この未知のウイルスに対し、治療薬やワクチンの見通しが立たない中、対症療法として対策を行わざるを得ない時期であった。市においても、県の助言を踏まえつつ、地域の医療体制を確保するため、市民への外出自粛や学校教育活動の制限等の要請に協力し、社会・経済活動の多くが制約される中で対応を進めた。

また、その間の経験と反省を基に、以降は感染拡大防止と社会・経済活動との両立を目指すとともに、令和2年11月以降は、ワクチン接種の開始を見据え、重症者及び死亡者の抑制を戦略目標とし、重症化リスクの高い高齢者等への対策に注力する取組が進められた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。）上の5類感染症に位置付けられ、市も平時の体制に移行した。3年を超える新型コロナ対応を通じて、市は、感染症危機が、市民の生命及び健康への脅威であるだけでなく、地域経済や社会生活の安定にも大きな脅威となることを改めて認識した。また、感染症危機は新型コロナ対応のみで終わるものではなく、次なる感染症危機が、将来必ず発生することを改めて認識した。

これらを今後想定される感染症危機対応に生かすとともに、新型コロナを超克した先の将来を見据えて、その礎を築いていく必要がある。特に、パンデミックを含む「激甚化・頻発化する災害への危機対応」については、歴史的課題として位置付け、常に危機感を持って臨んでいるところである。

新型コロナ対応においては、市内外の関係機関が一丸となって、この未知のウイルスに対峙した。関係機関とのネットワークを平時から構築するとともに、これまで培った知見を風化させることなく次代に紡いでいくことの重要性を痛感した。

第2章 行動計画の作成

【1】新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の程度によっては社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市、指定地方公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

【2】特措法が対象とする感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、市民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としている。

ア 新型インフルエンザ等感染症

イ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

【3】市行動計画の作成

平成25年6月7日、国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

県は、それに合わせ、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、平成26年1月「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を作成した。

市は、国や県の対応等を踏まえ、特措法第8条の規定に基づき、平成26年11月「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

市行動計画は、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すものである。特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況において対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画の改定に基づき、必要に応じて市行動計画の改定を行うものとする。

【4】市行動計画の抜本的な改定

国では、新型コロナ対応を踏まえ、令和6年7月2日に、政府行動計画を抜本的に改定した。県においても、政府行動計画の改定を踏まえ、県行動計画を改定した。

市は、特措法第8条の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画を改定した。